

入居について

入居期間

創業サロン 6ヶ月
 創業オフィス 3年間 チャレンジコースは1年間
 但し入居後1年毎に事業状況の報告をお願いし、事業の進捗を確認させていただきます。

入居資格

滋賀県内で創業を目指すとする者
 新事業創出に取り組んでいる者
 インキュベーション・マネジャーの支援を必要とする者
 具体的な該当事業等に関しては、お問い合わせください。

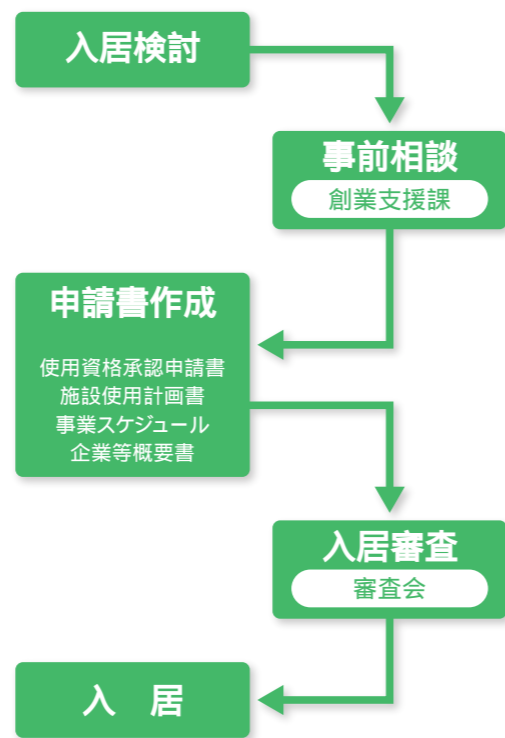
入居の応募方法

【事前相談】

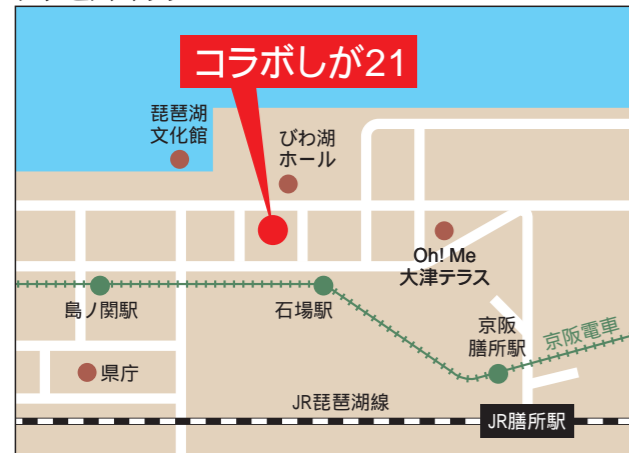
入居を希望される場合は、申請される事業計画の内容等について、所定の申請をご持参の上、事前にご相談ください。事前相談については予約が必要ですのでお問い合わせください。

【資格承認の申請】

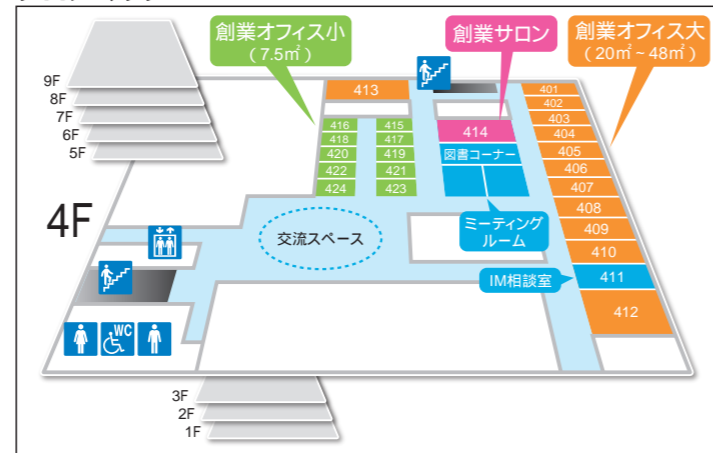
上記の事前相談終了後、所定の「使用資格承認申請書」、「施設使用計画書」、「事業計画書」、「事業スケジュール」、「企業等概要書」を指定の添付書類とともに提出してください。
 (詳しくは記入要領をご参照ください。)
 なお、申請書等の所定様式は、滋賀県産業支援プラザホームページから、ダウンロードできます。



アクセスマップ



フロアマップ



お問い合わせ



公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ 創業支援課

TEL. 077-511-1412 / FAX. 077-511-1418

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21内

E-mail : in@shigaplaza.or.jp HP : http://www.shigaplaza.or.jp

創業プラザ滋賀

伴走支援型ビジネスオフィス

